

# 令和8年 業種別労働災害発生状況

(令和8年5月末現在)

苫小牧労働基準監督署

区分 業種別	令和8年			令和7年			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
全産業合計	1	(7) 218	(7) 219		(11) 219	(11) 219			100.0
製造業	1	37	38		42	42	-4	-9.5	17.4
食料品		6	6		11	11	-5	-45.5	2.7
木材木製品		2	2		4	4	-2	-50.0	0.9
紙・パルプ		2	2		3	3	-1	-33.3	0.9
窯業・土石	1	4	5		7	7	-2	-28.6	2.3
金属・機械		5	5		4	4	1	25.0	2.3
輸送用機械		4	4		4	4			1.8
その他		14	14		9	9	5	55.6	6.4
鉱業									
土石採取業									
建設業		14	14		15	15	-1	-6.7	6.4
土木工事業		3	3		3	3			1.4
建築工事業		5	5		8	8	-3	-37.5	2.3
木造建築業		2	2		1	1	1	100.0	0.9
その他の工事業		4	4		3	3	1	33.3	1.8
道路貨物運送業		(2) 35	(2) 35		(5) 41	(5) 41	-6	-14.6	16.0
その他の運輸業		16	16		(1) 19	(1) 19	-3	-15.8	7.3
陸上貨物取扱業									
港湾荷役業		2	2		4	4	-2	-50.0	0.9
林業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.5
漁業									
卸売・小売業		23	23		(1) 16	(1) 16	7	43.8	10.5
清掃業		10	10		10	10			4.6
ゴルフ場		4	4		2	2	2	100.0	1.8
その他の事業		(5) 76	(5) 76		(4) 68	(4) 68	8	11.8	34.7

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものの。

( )内は交通事故で内数です。

## 業種別労働災害発生状況（その2）

「その他の事業」の内訳

（令和8年5月末現在）

区分 業種別	令和8年			令和7年			対前年		業種 割合 (%)
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率	
農 業 業		2	2		3	3	-1	-33.3	0.9
畜 産 業		17	17		17	17			7.8
理 美 容 業									
その他の商業		3	3		4	4	-1	-25.0	1.4
金融・広告業		(1) 2	(1) 2		1	1	1	100.0	0.9
映画・演劇業									
通 信 業		(3) 11	(3) 11		(4) 7	(4) 7	4	57.1	5.0
教育・研究業		1	1		1	1			0.5
保健・衛生業		(1) 26	(1) 26		25	25	1	4.0	11.9
飲 食 店		6	6		4	4	2	50.0	2.7
その他接客娯楽業 (ゴルフ場を除く)		4	4		1	1	3	300.0	1.8
上記以外の事業		4	4		5	5	-1	-20.0	1.8
合 計		(5) 76	(5) 76		(4) 68	(4) 68	8	11.8	34.7

本統計は、労働者死傷病報告書（休業4日以上）により集計したものである。

（ ）内は交通事故で内数です。

# 令和8年 死亡災害発生状況

(令和8年5月末現在)

苫小牧労働基準監督署

件数	発生日月	発生時間	事業の種類	規模	災害の種類	起因物	災害発生状況の概要
1	1	16時台	製造業	~5人	は巻き込まれ	フォークリフト	コンクリートを製造する工場の中央通路において、同工場内に入場していた他の作業員が運転するフォークリフトが前進で走行していたところ、当該フォークリフトが被災者に接触し、前輪に身体が巻き込まれたもの。

## 過去10年間の死亡災害発生状況

発生日年	28	29	30	令元	2	3	4	5	6	7	合計
死亡件数	5 (2)	9	4	3	2 (2)	5	5 (1)	4 (1)	1 (1)	5 (1)	43 (8)

死亡件数欄のカッコ内の数字は交通事故の件数で内数



### 1 令和8年度全国安全週間について（6月は準備期間）

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。令和8年度の全国安全週間スローガンは次のとおりです。

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行が図られるようお願いします。



### 2 「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもので、令和8年4月1日から適用されます。



### 3 転倒労働災害防止対策について

令和8年（令和8年5月末現在）の災害の型別では、転倒災害が97件（44.2%）と最も多く発生しております。

転倒災害防止については、北海道労働局HPに掲載しております「STOP！転倒災害プロジェクト」等を参考に転倒災害の防止について取組みいただくようお願いします。



各詳細については、右の二次元コードからリンク先の資料等をご確認ください。